

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第3項の規定により県が滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗じる割合を変更するため、滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年滋賀県条例第4号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗じる割合を、10,000分の3.5（改正前 10,000分の3.8）に改めることとします。（第2条関係）
- (2) この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(拠出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>10,000分の3.8</u>とする。</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(拠出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>10,000分の3.5</u>とする。</p> <p>第3条以下 省略</p>

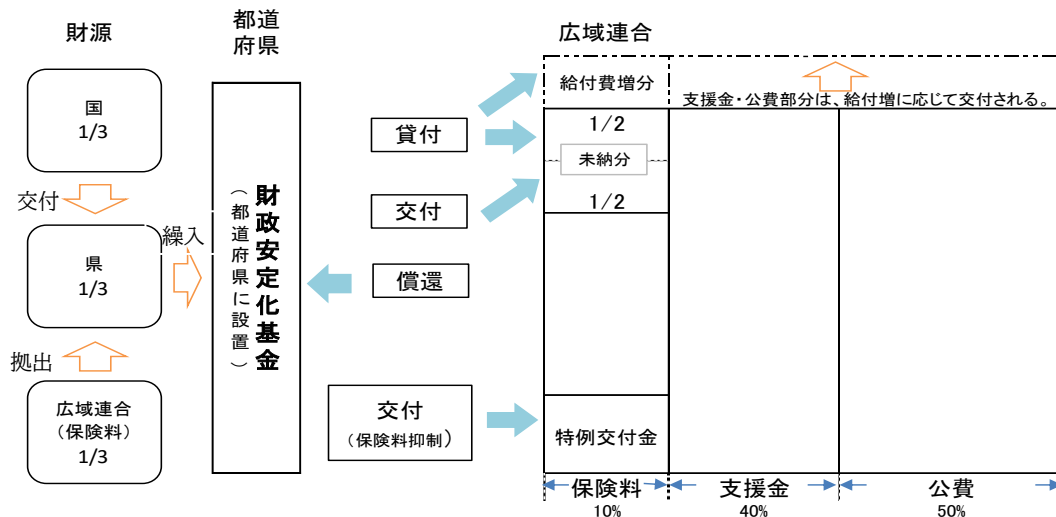
滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案 資料

1. 基金事業の内容

- (1) 交 付 保険料の未納による財政不足に対して交付
- (2) 貸 付 給付費の見込み以上の増加、保険料の未納による財政不足に対して貸付
- (3) 特例交付 保険料率の増加抑制のため特例として交付

2. 財源および負担割合等

(1) フロー図



(2) 広域連合の拠出額

「保険給付費見込額（2年間）×拠出率」を基本として、2ヶ年度を一期間として算出。
 県は、2ヶ年度ごとに厚生労働大臣が定める標準拠出率を参考に保険料収納不足リスクおよび給付費増加リスクを勘案し、広域連合と協議の上、具体的な拠出率を条例で定める。

3. 拠出金率および基金積立状況

(単位:円)

年度	国標準拠出率	県拠出率	積立(利息含む)	特例交付	年度末残高
20	0.09%	0.087%	271,057,542		271,057,542
21	0.09%	0.087%	271,972,904		543,030,446
22	0.09%	0.087%	301,357,426	512,795,606	331,592,266
23	0.09%	0.087%	300,629,847	300,614,101	331,608,012
24	0.09%	0.087%	335,348,806	291,137,223	375,819,595
25	0.09%	0.087%	334,123,975	335,003,732	374,939,838
26	0.044%	0.0735%	306,164,546	241,000,000	440,104,384
27	0.044%	0.0735%	305,669,620	241,000,000	504,774,004
28	0.041%	0.041%	184,355,203	97,000,000	592,129,207
29	0.041%	0.041%	184,092,539	97,000,000	679,221,746
30	0.040%	0.040%	187,299,390	0	866,521,136
元	0.040%	0.040%	187,211,894	0	1,053,733,030
2	0.038%	0.038%	181,957,068	0	1,235,690,098
3	0.038%	0.038%	181,888,724	0	1,417,578,822

※令和3年度は見込額

※令和4年度・5年度の国標準拠出率 0.038%